



安心して塾の経営を行うために…

塾総合保険のご案内

塾を経営される皆さまにおかれましては、日頃より施設・設備の改善等の事故発生予防対策に万全を期しておられることと存じます。

しかしながら、近年の賠償意識の高まりを考えると、貴社の過失により事故が発生した場合には、思いもよらない高額な賠償金の支払いを余儀なくされる可能性もあります。

このような事態が発生した場合に経営を守る備えのひとつとして、塾の経営にかかわるさまざまな事故に備える塾総合保険をご用意しておりますので、ぜひお役立てください。

塾総合保険とは

塾(注)の管理下において、生徒が思わぬケガをした場合や、生徒や経営者の皆さまが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

具体的には、次の①～③のリスクを補償します。

① 塾の経営者の賠償責任

塾の経営者が生徒のケガなどで、法律上の賠償責任を負うときの補償

② 塾の生徒の個人賠償責任

塾の生徒が塾で誤って他の生徒等にケガを負わせたことによって、その生徒(両親)が法律上の賠償責任を負うときの補償

③ 塾の生徒の傷害

塾の生徒が塾の管理下や塾との往復途上において、ケガをしたり、死亡したときの補償

(注)この保険の対象となる塾についての詳細は、⑦ページをご参照ください。

対象となる事故例

塾の経営者の賠償責任

- ① 塾の防火体制の不備により火災が発生し、講師の誘導ミスで生徒にケガを負わせてしまった。



- ② 塾の廊下の床が濡れており、生徒の親が転倒し、ケガを負わせてしまった。

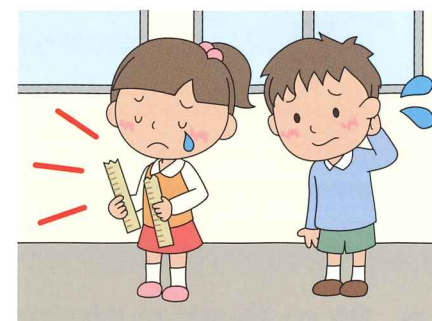


塾の生徒の賠償責任

- ③ ある生徒が、教室のドアを急に閉めたため、他の生徒が指をはさみ、ケガをした。



- ④ ある生徒が、不注意で教室にあった他の生徒の所持品を壊してしまった。



塾の生徒の傷害

- ⑤ 塾の階段から生徒が転落し、足を骨折した。



- ⑥ 塾への往復途上で生徒が交通事故に遭ってケガをした。



塾の経営にかかわるさまざまな

危険を包括的に補償します。

1. 塾の経営者の賠償責任 <塾特約条項>

補償の対象となる方：塾の経営者およびその役員・使用人(注)

(注)貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象となります。

次のような事故によって、生徒や第三者にケガを負わせたり、財物を損壊させたことにより、被保険者である経営者やその役員・使用人が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。



- ① 所有、使用または管理する塾の施設・設備に起因する偶然な事故
 - ② 塾の業務遂行(生徒の指導、監督など)に起因する偶然な事故
- また、次の事故も補償します。

漏水による損害の補償

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。



⚠️ P6~7に掲載しているご契約タイプでご加入いただいた場合にセットされる「漏水担保追加条項(塾特約条項用)」で補償の対象となります。

2. 塾の生徒の賠償責任 <塾生徒特約条項>

補償の対象となる方：塾の生徒および生徒の法定監督義務者

塾の管理下[💡]における塾の生徒の行為に起因する偶然な事故によって、生徒が他の生徒や第三者にケガを負わせたり、財物を損壊させたことにより、被保険者である生徒およびその生徒の法定の監督義務者(注)が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。



(注)親権者・未成年後見人をいい、塾および塾の講師等は含みません。

💡 塾の管理下とは、次のいずれかの場合をいいます。

- 塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。)
- 授業開始前または終了後で塾の施設内にいる間
- 塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

3. 塾の生徒の傷害 <傷害担保追加条項(塾生徒特約条項用)>

補償の対象となる方：塾の生徒

塾の管理下[💡]および塾との往復途上[💡]において、急激かつ偶然な外来の事故[💡]によって塾の生徒が死亡またはケガをした場合に、次の①~④の保険金をお支払いします。

※ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

① 死亡保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。



② 後遺障害保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害(注1)が生じた場合にその後遺障害の程度に応じてお支払いします。

(注1)治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。



③ 入院保険金

傷害を被った結果、入院(注2)した場合にその入院期間に対し、お支払いします。(180日を限度とします。)

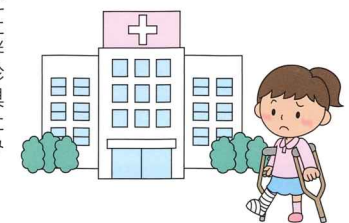
(注2)自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



④ 通院保険金

傷害を被った結果、通院(注3)した場合にその通院期間に対し、お支払いします。(90日を限度とします。)

(注3)病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。



「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次の3つをすべて満たす事故をいいます。

- 急激性…結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態をいいます。
- 偶然性…原因または結果の発生が、被保険者の立場からみて予知できない状態をいいます。
- 外来性…傷害発生の原因から結果に至るまでの経過において、何らかの外部要因が身体に及びことをいいます。



塾との往復途上とは、次の場合をいいます。

自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間および塾の管理下を離れて帰宅するまでの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合は除きます。

※ 塾との往復途上における賠償事故については、この保険のお支払いの対象とはなりません。

お支払いする保険金の種類とご契約タイプ

ステップ1
はじめに

ステップ2
補償内容

ステップ3
保険金の種類

ステップ4
ご加入にあたって

賠償責任

事故発生後に生じる費用



① 損害防止費用

貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



③ 権利保全行使費用

貴社(被保険者)が第三者に対して損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



④ 争訟費用

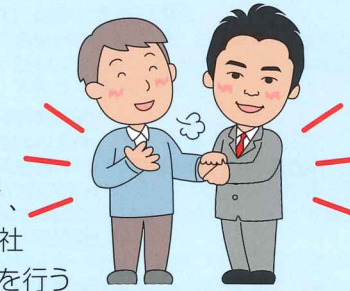
貴社(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



⑤ 協力費用

貴社(被保険者)が損害賠償請求を損保ジャパン日本興亜が必要に応じて(被保険者)の代わりに解決に向け場合に、貴社(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支

を受けて、
じて貴社
た対応を行う
パン日本興亜に協力するために支



和解・判決による損害賠償金のお支払い



⑥ 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。



<身体賠償事故の場合>

治療費、医療費、慰謝料など

<財物賠償事故の場合>

修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。(支払限度額はありません。)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

⑥ 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④ 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額} \times \text{支払限度額}}{\text{⑥ 損害賠償金}}$$

ご契約タイプ

次の補償内容を組み合わせたセットでのご契約をおすすめします。塾の種類、生徒の人数、年齢層、指導内容等に応じて、Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの中からひとつお選びください。

補償内容		タイプ	A	B	C
賠償事故	経営者	身体賠償保険金額	1名 2,000万円	1名 3,000万円	1名 5,000万円
		財物賠償保険金額	1事故 1億円	1事故 1億円	1事故 1億円
	生徒	身体・財物賠償保険金額	1事故 2,000万円	1事故 3,000万円	1事故 5,000万円
生徒の傷害 (1名あたり)	死亡・後遺障害保険金額		100万円	200万円	200万円
	入院保険金日額		1,000円	1,500円	2,000円
	通院保険金日額		500円	1,000円	1,000円

※上記以外のご契約条件をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

傷害保険金のお支払い

死亡保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金額の全額(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人にお支払いします。

(注)同一の被保険者について、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた額をいいます。

入院保険金

傷害を被った結果、入院した場合にその入院期間に対し、お支払いします。入院した日数は180日を限度とします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。

後遺障害保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金額に損保ジャパン日本興亜が定める各等級の後遺障害に対する支払割合を乗じた額をお支払いします。

通院保険金

傷害を被った結果、通院した場合にその通院期間に対し、お支払いします。通院した日数は90日を限度とします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、保険金をお支払いできません。